

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和6年2月29日	令和6年3月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託	9,521,810		9,521,810	市会事務局調査課	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年3月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託
- 2 担当所属名
市会事務局調査課
- 3 契約締結日
令和6年2月29日
- 4 履行期間
令和6年3月7日から3月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社京都放送
- 6 契約金額（税込み）
9,521,810円
- 7 契約内容
 - (1) 令和6年3月市会における各会派代表質疑のテレビ中継放送番組を制作すること。
 - (2) 上記のテレビ中継放送番組を、株式会社京都放送のテレビジョン電波により放送すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、市会の代表質疑の中継に加えて、市民に分かりやすく伝えるため、市政ニュース映像や京都に関するあらゆる映像を使用して解説等を付すものであり、番組を制作するに当たっては、これらの映像を豊富に有する必要がある。また、当番組を市民が広く視聴できるよう、視聴枠を確保でき、地域に根差した情報提供を行うことができる地元に着した放送局で放映する必要がある。

これらの条件を満たすのは、市政に関する情報に精通するとともに、これらに関する映像を豊富に所有しており、また、京都市内を中心とする情報を放送し、放送枠を確保できる京都府内唯一の独立放送局である株式会社京都放送のみであるため。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり